

東栄町 防災マップ

災害時緊急連絡先	
連絡先	電話番号 (市外局番0536)
東栄町災害対策本部(東栄町役場)	76-0501
新城市消防署東栄分署	76-1911
東栄病院	79-3311
東栄病院附属下川診療所	76-0545
設楽警察署(本署)	62-0110
中設楽駐在所	76-0343
本郷駐在所	76-0176
下田駐在所	76-0219
三輪駐在所	79-3401
足込駐在所	76-1132

凡例

●	災害対策本部
●	避難所
●	駐在所
●	消防署
■	緊急輸送道路
■	がけ崩れ危険箇所
■	土石流危険箇所
■	地すべり危険箇所
■	病院・診療所
■	ヘリポート
■	防災倉庫
○	防災活動拠点

避難勧告などの発令とるべき行動

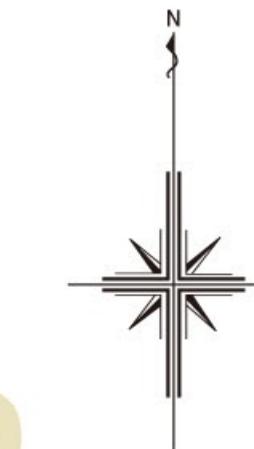
災害時の避難の呼びかけには、つぎの3種類があります。
情報の内容をあらかじめ理解して、いざというときに備えましょう。

種類	拘束力	発令時の状況	とるべき行動
避難準備情報	弱	危険予想地域の住民に対し、人的被害の発生する可能性が高まった状況で発令し、避難準備を呼びかけます。	家族などへの連絡、非常持出品の用意など、避難の準備を開始する。
避難勧告	中	土地・建物などに災害が発生するおそれがある場合や、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況で発令し、避難行動を開始する。	家族や隣近所で助け合い、指定された避難場所などへの避難行動を開始する。
避難指示	強	状況がさらに悪化し、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況で、避難すべき時機が迫った場合または災害が発生した場合に発令し、強く避難を求めます。	避難勧告などの発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移る。

緊急輸送道路(通行を確保すべき道路)とは

各地の防災拠点や避難地を連絡する道路です。
大規模な地震が発生した場合、避難、救助、物資の供給、諸施設の復旧等応急対策活動を広域的に実施する必要があります。
そのため「愛知県地域防災計画」では、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的とした【緊急輸送道路】の指定を行っています。
このマップでは、愛知県が指定した【緊急輸送道路】を東栄町における地震発生時に通行を確保すべき道路として設定しています。

避難勧告などの発表については、広報無線などにより地域を指定してお知らせします。



非常持出品

	ヘルメット・防災すきん
	携帯ラジオ
	水
	救急医薬品・常備薬
	懐中電灯
	貴重品
	非常食
	生活用品

非常備蓄品

	非常用食料
	水
	生活用品

